

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
都道府県支部 支部長並びに代議員 各位

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
理事 一同

「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見」について（ご報告）

平素より本協会の理念に基づく事業に関し、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

この度は、自由民主党政務調査会障害児者問題調査会（以下「自由民主党」という。）へ提出した意見書を巡り、誤解を生む文面によって混乱する事態を招いたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

12月12日開催の理事による緊急会合において協議検討した結果、下記の3点をご報告申し上げます。

ご査収のうえ、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 自由民主党への意見書提出の経緯

1) 意見書発出の経緯及び事実経過

この意見書は、自由民主党における「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する団体ヒアリング」に提出した意見書です。

事実経過については、次の通りです。

- 11月4日 自由民主党からのヒアリング参加依頼文書を F A X で受信
- 11月9日 意見書の作成
- ～13日
- 11月17日 自由民主党への意見書提出（Eメール送信）
- 11月18日 ヒアリング参加
- 11月18日 ホームページ（一般ページ「要望書・見解等」（「協会からのお知らせ」へのリンク）（以下「HP」という。）に意見書を掲載
- 11月20日 構成員から文書で意見書について疑義照会が事務局に届く

- 1 1月21日 「理事による会合」において意見書について協議
～22日
 - 1 1月27日 HPより意見書の削除および「【お詫びとご報告】『令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見』について」を掲載
 - 1 1月30日 自由民主党への差し替え意見書の提出及びHPへの掲載
 - 1 1月30日 HPに会長名にて「『令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見』について【お詫びとご報告】」を掲載
 - 1 1月30日 「就労・雇用支援のあり方に関する検討委員会」より要望書を受理
 - 1 2月5日 理事会（理事一同）より「就労・雇用支援のあり方に関する検討委員会」に回答書（12月4日付）を送信
 - 1 2月7日 鹿児島県支部長・鹿児島県協会長から要望についてのEメール、要望書（12月4日付）を受理。鹿児島県支部長から依頼があり、当該Eメールを事務局より全ブロックのメーリングリスト（以下「ML」という。）に送信
 - 1 2月7日 岡山県代議員を通じて岡山県支部構成員からの要望Eメール（12月7日付）を受理
 - 1 2月8日 会長より支部長MLにて、お詫びと今後の対応に関する報告を発信
 - 1 2月10日 滋賀県支部長・滋賀県士会長からの要望書（12月10日付）を受理
 - 1 2月11日 宮城県支部長・代議員からの要望書（12月9日付）を受理
- （※）構成員からは11月20日の疑義照会及び12月7日の要望を含めて6件のご意見等をいただいております。

2) 意見書作成から発出までの経緯について後日理事会が確認したこと

11月4日に自由民主党からの依頼を受け、団体ヒアリングへの参加担当者については常務理事を含む2人とすることを理事会のMLで共有しておりました。11月9日に、当日の発言予定者である理事から口述原稿の素案が常務理事にEメール送信されています。

この原稿をもとに、11月13日に常務理事が文章を短縮し、文言修正のうえ意見書の体裁に整え、発表予定の理事と事務局内のみでEメール送信をしております。この際、常務理事は、3年前の自由民主党ヒアリングと同様に、説明文書として提出する性質のものであることから、理事会、会長の目を通さなくてもよいと判断し、記述の一部に違和感があったものの表現の一つとして理解し、前文について十分に吟味しないまま、当日参加の二者間のみで内容の確認をしています。

一方、発表予定の理事は、常務理事から「意見書」として体裁を整えられた文書を見て、既に三役等によって確認されたものと思い、記述についてそのまま了承していました。

また、当日は、1団体2分間という発言時間のため、すでに大詰めを迎えていた厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料（10月30日付）に示された論点と検討の方向性のうち3点に絞って意見を述べることで二者間で合意されました。

提出期限であった11月17日午前、常務理事は事務局内での決裁手続きをとり、公印（会長印）を押した意見書を自由民主党にEメール送信しています。

2. 11月27日にHP上で同意見書を一旦削除することに至った理由

1) 削除に至る経緯

HPに公開された意見書を見た構成員より、理事会宛に文書で疑義照会があり、それが理事会MLで共有されたことで、多くの理事は意見書の内容を初めて目にしました。直後の11月21日・22日の理事による会合で、疑義への返答について協議する際、既に異論を耳にしていた複数の理事が中心となり、起案者の意図を尋ねた結果、その意図が十分に表現できていないものであったことを確認しました。しかし、この段階では既に提出した文書をHPから削除するわけにはいかないと考えていました。

なお、本協会が会長名で発出する要望書や意見書は、理事会での議論を重ねた後、会長決裁を踏まえることを原則としておりますが、一方で、制度政策の変化等々に迅速に対応する緊急性が優先される事態を想定し、常勤役員規程第6条に「常務理事は、会長権限に属する事務及び会計処理（契約行為を含む）の決裁について専決又は代行することができる。」とあり、常務理事は会長決裁を経なくとも専決できる権能を有し、今回は上記のように常務理事の判断で決裁されたものであったことを確認しました。

しかし、その後も理事会MLで検討を重ねる中で、意見書作成から発出に至る手続きの問題があり、また内容も起案者の意図が的確に表現されていなかったことから、本協会の方針に対する誤解を増幅させる恐れがあると判断し、自由民主党への意見書の撤回及び差し替えを前提にHP上から削除すると同時に、新たに担当を決めて意見書の再作成に着手しました。その後、11月30日に改めて自由民主党に意見書を提出し、HP上に掲載しました。また、撤回前の意見書は、11月18日から27日までの10日間に渡り、公開していました。

なお、要望項目については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームで示されている論点や検討の方向性をふまえ、議論の俎上に載っていない意見について発出しても取り扱われる可能性は低いという当初からの判断に則り、現段階で議論されている検討課題と、第6期障害福祉計画の基本指針見直しのポイントとして示されている事項に照らして、精神障害者の安定した地域生活の実現に寄与すると思われる数点に絞るとともに、関係委員会への確認を行わなかったことに対するご指摘もふまえ、急遽委員会に取りまとめていただいた意見を加えて提出しております。

2) 文書の内容に関する理事会としての課題認識

撤回に至った意見書について、理事会として課題認識した前文を以下そのまま掲載します。

改革が進まない要因の一つとして、「精神科病院の患者の抱え込みがあるから」とまことしやかにささやかれています。現実には精神障害者の地域生活支援を福祉で支えきれていないことにあると考えております。地域福祉は精神科病院への入院に長く依存してきた事実があり、地域福祉の脆弱性が大きな要因ではないでしょうか。

さらに一部を除き多くの精神保健福祉士が、「保健及び福祉に関する専門的知識及び技術」を十分に発揮できず、「保健医療・障害福祉・地域相談支援に関するサービス等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供」をすることも不十分であったと、私たち精神保健福祉士は反省し改善すべきと考えております。

この部分について理事会が不適切と判断した理由は、以下の5点です。

- ①精神医療政策や精神科病院の実態に課題は全くないと認識しているように読めてしまうこと。
- ②精神保健福祉士が、これまで地域生活支援を充実させてきている実態があることを顧みていないかのように読めること。
- ③精神保健福祉士は一部を除き、力を発揮しておらず、適切な支援を行っていないように見え、自分たちを貶めていること。
- ④医療と地域の分断化を誘発しかねないこと。
- ⑤公文書として本協会が提出するには不適切な表現や言い回しが不適當であること。

3) 公文書発出の事務決裁のプロセスに関する課題認識

本協会が発出する要望書や声明文等の作成について協議した結果、文書等取扱規程等に課題があり、見直し（改正）が必要であるとの合意に至りました。詳細は以下の通りです。

文書等取扱規程では、起案された発信公文書（本協会会長名で発信・発送される文書）については「原則として担当職員が作成するものとし、事務局長、担当理事を経て、正副会長の決裁又は合議を経なければならない」と規定されています。ただし、本協会としての意見書や要望書、見解、声明等の公文書については、その内容に鑑みて、担当理事（会長、副会長、常務理事を含む）が起草し、理事会による合議後に事務局が起案文書として作成、決裁する手続きとしています。

一方、政党ヒアリング時に提出している意見書・要望書等の公文書については、理事会による合議を経て省庁に提出した要望書等に基づき作成していることから、これまで常勤役員規程等に定める常務理事の専決事項として対応しており、今回も同様のプロセスとなっていました。

しかしながら、意見書や要望書等の公文書については、既に他に提出している要望内容等と同様であっても、理事会の確認も含めた正副会長の決裁又は理事会の合議が必要な事項とすべきと考えました。

3. 今後の再発防止策

理事一同、今後の協会運営にあたり、次の事項を確認しました。

1) 外部に発出する公文書に関する作成の進捗管理と決裁に至るプロセスの整備

協会内には多様な立場の精神保健福祉士が所属していることは、協会の目的や事業方針に基づく各種活動における強みといえます。これを十分に活かした意見表明とすることが重要であり、その作成プロセスにおいては日ごろの協会活動を踏まえ、また複数の理事等による確認と合意が必要であると考え、手順手続きを見直します。

2) 支部長および支部役員、代議員とのさらなる情報共有と意見交換

構成員全員による総会から代議員による総会（代議員制）への移行や、常任理事会（常任理事制）の廃止など、この間、協会の執行体制に改革が加えられてきました。今後は、その体制に沿いつつ十分な意見集約や合意形成を行える仕組みを整備する必要性を確認しました。理事会で継続審議するとともに、支部長会議やブロック会議、委員長会議並びに各ML等を通じて情報共有し、ご意見を伺っていきたく存じます。

以上、理事会としての報告とさせていただきます。今後は、新たな理事会体制が盤石なものとなるように理事が一丸となって協会の運営にあたります。

また、本協会が日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会の時代から、もっとも中心的課題に据えてきた「精神障害者の社会的復権」の具現化については、協会事業の揺るぎない核であることを改めて皆さまに明言いたします。この重要な使命の意義を理事会としても再認識し、今後も精神保健医療福祉の充実に努めてまいります。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp